

## 令和7年度大型展示会への県ブース出展等支援事業受託者募集要領

県では、国内外の大都市で開催される大型展示会への愛媛県ブースの出展や大手企業との個別商談会の開催等により、東予に集積する製造業をはじめとする、県内のものづくり企業の優れた技術力や商品力等をアピールするなど、愛媛のものづくり企業の知名度向上を図るとともに、今後成長が見込まれる脱炭素等の分野を中心に、積極的に販路拡大に取り組む県内企業を支援するため、「大型展示会への県ブース出展等支援事業」（以下「出展事業」という。）を実施します。

つきましては、次のとおり事業実施受託者を募集します。

### 1 委託事業の概要

- ・ 大型展示会への出展
  - ①機械要素技術展（関東、令和7年7月）、高機能素材 WEEK（関東、令和7年11月）ネプコンジャパン（関東、令和8年1月）、建築・建材展（関東、令和8年3月）等の4展示会への出展を希望する愛媛のものづくり企業の募集、選考  
※状況を見て、類似の展示会への振替出展も認める
  - ②出展に関する業務支援の実施
  - ③出展アドバイザーによる出展・商談支援及びフォローアップ等の実施
  - ④その他、出展支援に資する活動
- ・ 個別商談会の開催
  - ①大手企業に対して個別商談会を実施
  - ②大手企業と県内ものづくり企業のマッチングアレンジ
  - ③県と連携した商談後のフォローアップ
  - ④その他、販路開拓支援に資する活動
- ・ コーディネート支援
  - ①今後成長が見込まれる分野（脱炭素や建築等）を中心に県内ものづくり企業の優れた技術や製品の強み（シーズ）を把握し、各分野に応じたシーズの磨き上げや首都圏等におけるニーズ発掘を実施
  - ②必要に応じてシーズの磨き上げ
  - ③大型展示会への出展や大手企業との個別商談を通じた販路拡大支援
- ・ セミナー開催
  - ①今後成長が見込まれる分野への参入に向けた機運醸成や、把握や分析が進んだ各企業のシーズとのマッチングを進めるため、各分野に精通した専門家を講師とするセミナーを開催

2 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託料 委託料の額は、25,577千円を限度とします。  
(消費税及び地方消費税を含む)

### 4 応募要件

愛媛県内に主たる事務所を有する産業支援機関（※）で、次の条件を満たし、委託事業を的確に遂行できると認められるものとします。

○事業実施に必要な組織体制の確保が可能であること。

- 大型展示会へのブース出展支援や個別商談会開催の実績を有していること。
- 事業実施にあたって県内全域を対象とした事業展開が可能であること。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

## 5 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携し、効果的な事業執行に努めること。
- (2) 事業実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携しながら実施すること。
- (3) 大型展示会への出展企業について、県内企業に幅広く出展の機会を与えるため、同一企業の同一展示会への 3 年連続の出展及び同一年度内の複数回の出展は原則禁止する。
- (4) 大型展示会への出展企業から出展料として、各社 10 万円程度を負担させること。
- (5) 出展アドバイザー等、コーディネートを実施する者は、本事業の趣旨に賛同し、積極的に活動できる産業支援機関コーディネーター等経験者、研究機関技術者、企業OBなど、参加企業の商談支援に貢献できる者を登録して設置すること。ただし登録、変更は、あらかじめ県の承諾を得るものとする。
- (6) 出展企業の商談実績等の経過把握を実施すること。
- (7) 本事業は、令和 7 年度愛媛県一般会計予算の可決を条件として実施する。本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

## 6 提出書類

- (1) 令和 7 年度大型展示会への県ブース出展等支援事業企画書（別紙様式）  
提出部数は、企画書は 1 部。  
ただし、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は 5 部。
- (2) 定款等、直近の決算書・事業報告書 各 1 部。

## 7 提出期限 令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 5 時必着

## 8 実施予定団体の選定

- (1) 令和 7 年度大型展示会への県ブース出展支援等事業受託者審査要領に基づき、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定します。  
なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがあります。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知します。審査結果についての異議申し立ては認めません。

## 9 問合せ及び提出先

愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課スゴ技グループ  
〒790 - 8570 松山市一番町 4 丁目 4 - 2  
TEL 089 - 912 - 2473 FAX 089 - 912 - 2259